

陳情第14号の1

令和4年2月24日受理
(総務企画常任委員会)

我孫子市役所宛てmailの行方不明発生とそれに付随する諸問題の解決
を求める

陳 情 者 樋 口 進

件名 我孫子市役所宛てm a i lの行方不明発生とそれに付随する諸問題の解決を求める

要旨

m a i l事案にかかる経緯事実の要旨。七年ほど前に秘書広報課が当方宛にアドレスを間違えて打ったm a i lで、当該課に行くべきバウンスm a i lが行方不明になった事があり、また、当方の役所宛てm a i lが行方不明になることもあった。

この問題で、部長段階まで持ち上がったが、行方不明の原因・責任が明確にならないコトから監査請求を行った。が、当時の情報担当課長の理由説明の「プロバイダーが、ある時は返し、ある時は返さない設定にしていたと思われる」との憶測を根拠とし、かつ、プロバイダーが変われば発生しない、として請求は棄却された。

その後、プロバイダーが県のセキュリティクラウドに変更になった。

しかし、昨年夏にも当方の役所宛てのm a i lが行方不明になり、同様に、市宛のm a i l行方不明・宛先未着の事例をこの二、三年内に経験していると我孫子市議員もこの問題を確実に認知しておられる。

このような問題が解決できない原因を解明し、責任者を特定して早急な解決を実現させる決議を求める。

理由

討議・決議を要請する理由。憶測が間違いであることについて、その理由と根拠。上述の「憶測」は「思う」としているだけで客観的な根拠は無く、また、通信・郵便・物流などの原理原則、きわめて一般的な常識に反している。

また、情報の伝達の途中で情報が決して行方不明になることがないことを達成するため、m u s t s h o u l dとで記述されているサーバーにおける原則であるインターネットプロトコールにも完全に反するものである。

また、その「ある時は返し、ある時は返さない設定」にする合理的な理由・利益を考え出すことがマッタク不可能である。

市宛のm a i lの行方不明が当方のみならず、議員も経験している。

何故、問題の解決が職員を通して、監査請求しても、議員にお願いしても、市長・副市長に説明しても、弁護士的口添えを得ても、長きにわたり解決できないのか？その原因と責任の所在、解決方法を議会として討議頂きたい、その理由。

先に述べた明快な「役所の間違い」である理由があるにもかかわらず、当初、秘書課、国保年金課、情報行政課、健康福祉部長レベルまで上がっても解決できず、監査でも解決できず、監査が「憶測」の「ある時は返し、ある時は返さない設定」を根拠として、より厄介になり、議員にお願いしての解決も出来ず「裁判しかな

い・・・」との見方まで生じ、当方は市の「法律相談の福富弁護士」に相談して理解を得られ、そのコトを説明しても解決されず、市長、副市長に年末と一月に説明しても未だ明確な返答、対応を頂けず、再々、秘書広報課に説明と市長、副市長の再面談を要請しても実現されず、2月18日に市長・副市長に宛てた「問題の所在とその解決案」をm a i lで秘書広報課宛てに送っても、受信確認も回答もなく、訪問して受信を確認し、また、市長・副市長への文書伝達は未達との回答を得た。

以上の無責任とおもわれるそれぞれの役所の対応・現象が、なぜ現れ、なぜ解決に結びつかないのかの理由、原因を住民として知りたい、そして誰がどうしたら解決できるのか、それを明確にして頂きたいのが陳情の理由です。

我孫子市議会議長 様

陳情第14号の2

令和4年2月24日受理
(環境都市常任委員会)

我孫子市役所宛てmailの行方不明発生とそれに付随する諸問題の解決
を求める

陳 情 者 樋 口 進

件 名 我孫子市役所宛てmailの行方不明発生とそれに付随する諸問題の解決を求める

要 旨

遊歩道事案にかかる経緯事実の要旨。四年前に手賀沼遊歩道のツツジの植え込みの花が貧相になり、植え込み内に篠竹の密生があることの改善を求め、管理の仕様書の提示を求めたが返事を得られなかった。

令和3年一月に議員を通じ副市長と担当課長と面談し、営繕には専門家の助言を得ることなどをしての改善を依頼した。

二月末に除草作業があったが植え込み内の篠竹の除去無しの従来通りの周辺の除草であったことで問い合わせたところ、「意思疎通が不十分だった」とのことで、その後、植え込み内の篠竹刈りが行われた。（遊歩道の一部、滝下広場より西一キロほど）根の除去の無いことから、また刈り取り前と同じ密生状況となり、これを令和四年二月中から同じように、篠竹を刈る作業が行われている。

昨年七月末に担当課長以下五名による「遊歩道維持管理計画（中間報告）」があったが、具体的な営繕作業について当年度はどうするのか、は一切なく、具体策は計画策定後、副市長・市長の承認を得、予算措置として議会の承認を得るなどの手続きが必要となって、「直ぐにでも改善して実行すべき、ツツジなどの植え込みの開花の改善のための施肥、消毒、適切な時期での剪定、篠竹他の除去」「仕様書の改善」「近隣自治体他の営繕手法の、事例の調査、研究」などは実行されず、令和三年度で変わったのは「植栽内の除草」だけで、それも「根の除去のないイタチゴッコ」である。

また、一月に入り、遊歩道脇の腕の太さ前後の木が切られているが、一部はニセアカシヤであり、遊歩に邪魔な桜であり、または桂のヒコバエや鶯の啼く歩道から離れた雑木の藪であったりして、景観や生態系の観点から意味不明の行為がある。

他市では、複数の課が管理する植え込みなどの管理を集中一元化して、一業者に通年で、剪定、除草、清掃を統合して一業者に委託する契約を行っている。

また、仕様書は我孫子市の具体性を欠くものに比べ、作業項目、次期、回数など具体的に規定されている。

このような管理の概要説明では、なんら情報開示請求も求められず、すぐに関係書類、仕様書、作業明細書、台帳、図面などを開示して説明をうけることが出来た。

しかし、我孫子市では四年以上もかかり、情報公開請求をも要求されて、まことに時間を無駄にするものである。

理 由

遊歩道事案について協議、決議を求める理由。我孫子市において、遊歩道の管理の改善にその発端から四年、副市長との面談から一年経過していながら合理的な改善は行われていない。

その理由、原因を探り、早急な具体策を講じ無駄な予算執行、時間の浪費を解消して頂きたい、のが、決議を求める理由である。

我孫子市議会議長 様

陳情第13号

令和4年2月24日受理
(新型コロナウイルス
感染症対策特別委員会)

子供のマスク着用緩和に関する陳情

陳情者 網倉 友理子 外44名

件 名 子供のマスク着用緩和に関する陳情

要 旨

1. 教育・保育施設の職員、子供、保護者に対し、マスク着用にはメリットだけではなく、デメリットもあることを周知し、一律にマスクの着用を求めるのではなく、各自の選択にもとづきマスクの着用を行える環境を整えてください。
2. 身体的・精神的及び発達上の問題など様々な理由で、マスクを着用できない子供がいること、常時マスクを着用することにより、不安や不調を感じ、学校生活等に支障を来している子供がいることを、子供・保護者・市民に対して周知し、これらの理由からマスクを着用しない判断を尊重し、差別や圧力が生じることがないように指導してください。
3. 季節や屋内外を問わず、体育の授業や休み時間などで運動をする場面、登下校時、校外学習時等では安全面を考慮し、基本的にマスクを外すよう周知・指導を徹底してください。子供は年齢や環境によって、自らマスクの着脱を判断することが難しい場合があります。教職員・保育者から児童・生徒への声掛けを徹底してください。
4. 上記で求めた事項について、我孫子市版の『新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン』や各学校・施設で策定したガイドラインに明記し、教育委員会・子ども支援課・保育課など、子供の教育および保育に関わる部署より、各小中学校・保育園・幼稚園・学童保育室において徹底すると共に、保護者や市民に周知してください。

理 由

コロナ禍の状態になってから早いもので2年の年月が経過しました。その中で、子供はマスクの着用やソーシャルディスタンスの確保、消毒の徹底、黙食、行事の縮小や延期・中止、授業や教育内容の制限など、必要以上の制限を受け、私たち大人よりも厳格なルールの中で生きています。

「大切な命を守るため、感染しない、させない」を合言葉に策定されたこれらのルールですが、それが子供たちの、今しかできない経験や学び、発達を妨げ、失っているものは少なくありません。

テレビ、新聞等でマスク着用についてのメリットばかりが放送され、デメリットについての確かな情報が得られていない中で、どれだけの子供たちが苦しんできたことでしょうか。

令和4年2月16日に日本医師会の中川俊男会長が会見で、子供たちのマスクの着用について、今後も陽性者が増加に転じる可能性もある事を述べた上で「子供は心肺機能への負担が大きく簡単に吐いてしまうこともある」と、子供たちのマスク着用については慎重に判断を行うべきと表明されました。

日本小児科学会のホームページでも、【乳幼児のマスク着用の考え方】の中で「乳幼児のマスク着用には危険があります。特に2歳未満の子どもでは、気をつけましょう」とし、「子供がマスクを着用する場合は、いかなる年齢であっても、保護者や周りの大人が注意することが必要です。感染の予防はマスク着用だけではありません」と、呼び掛けています。

イギリスでは、マスクの着用が義務化となっていましたが、11歳以下の子供は対象外となりました。オランダでも13歳未満は対象外、オーストラリアでは法律で12歳以下の子供のマスク着用は禁止されています。

WHOは、子供へのマスクの使用に関するアドバイスにおいて、「5歳以下の子供、また発達障害、障害、その他特定の健康状態のあらゆる年齢の子供にマスクをする事は必須ではなく、重度の認知障害、呼吸障害のある子供は、マスクを着用する必要はありません。」としています。また、6-11歳の子供へのマスク使用に際しては、「子供の住んでいる地域で感染が蔓延しているかどうか」、「安全なマスクの着用方法に関する適切な大人の監督と子供への指示があるか」、「教師、保護者（介護者）または医療提供者と相談して、学習と心理社会的発達にマスクを着用することの潜在的な影響」等の要因に基づいて決定すべきとしています。12歳以上の子供に対しても、「1メートルの距離を保証できず、その地域で広範囲に感染している場合、大人と同じ条件でマスクを着用する必要がある」としています。

こうした指摘がある中で、学校において、①運動会の徒競走でマスクを着用させている、②教職員の方々の目の届かない休み時間にも子供たちにマスクを着用させている、③学童の外遊びの時間に30-40人の子供に縄跳びをしている場面では、学童指導員がついているにも関わらず、全員マスク着用をするように指導される、という危険な場面を目にすることがありました。

都度、学校や学童に改善の要望をしてまいりましたが、保護者が入れない時間の中で、きっといくつもそういう場面があったであろうと感じています。

マニュアルは、何かあった際の行動指針になる反面、マニュアルにとらわれ過ぎてしまうと、教職員・保育者・学童指導員の先生方の、「臨機応変な状況判断」をする事ができていない状況があることに、子供を預ける親として非常に危機感を感じています。

生まれながらに心肺機能に問題がある子供がいます。喘息を持っていて、普通に呼吸をすること自体が苦しい子供もいます。マスクをすることで脳に酸素が十分に

行き届かず、めまいや頭痛が発症し苦しんでいる子供もいます。障害でマスクをつける事によってパニックに苦しんでいる子供もいます。

文部科学省の調査によれば、令和2年度、全国の小・中・高校から報告のあった自殺した児童生徒の数は415人で、1974年の調査開始以来、最多となりました。内訳は、小学生が7人、中学生が103人、高校生が305人でした。前年度に比べると98人増加していて、そのうち83人が高校生となっています。文部科学省は、「大幅に増加していることは極めて憂慮すべき状況である。コロナ禍での家庭や学校での生活環境の変化も影響しているのでは」と分析しています。また、小・中学校での不登校の児童生徒数が19万6127人と過去最多となりました。

子供たちは、未だに普通の学校・園生活を送ることができません。顔を見て会話をし、自由に遊んで人と触れ合う、そんな当たり前の事が出来ずにいます。それらが子供たちの免疫力を高め、コミュニケーション能力を養うための必要な要素であるのに、その機会が絶たれているのです。

厚生労働省が発表しているデータでは、10代以下の新型コロナウイルス感染症による重症化や死亡のリスクは極めて低いことが示されており、過剰な対応の必要性について疑問の声も上がっています。未知の病であった新型コロナウイルス感染症について、多くのことが分かってきた今、感染症予防だけに偏らず、子供たちの健全な成長、発達及び学習環境の確保とバランスを図ることが必要と考えます。

我孫子市においては、身体的・精神的及び発達上の問題など様々な理由で、マスクを着用できない子供がいること、そして、児童・生徒や保護者の中には多様な意見があることを鑑み、配慮ある対応および環境作りを進めてくださるよう切に望みます。

以上の理由により、要旨記載内容について陳情いたします。

我孫子市議会議長 様